

対象経費について

- (1) 諸謝金
 - ① 外部の者に依頼する事業実施の労務、単純労働、その他の労務（通訳等）に対して支払うものを計上してください。
 - ② 給料等は対象とはなりません。
 - ③ レクリエーション協会、スポーツ協会への謝金は含みません。

- (2) 旅費
 - ① 出演者等への旅費を計上してください。

- (3) 消耗品費
 - ① 看板作成費、各種事務用品、その他事業の実施に直接必要とする消耗品費を計上してください。

- (4) 印刷費
 - ① 広報用のチラシ、印刷（デザイン含む）に係る経費を計上してください。

- (5) 借料及び損料
 - ① 機械・物品・用具・器具・設備等の借料を計上してください。
※ 会場使用料（藍場浜公園使用料）は含みません。

- (6) 雑役務費
 - ① 広報、広告に係る費用を計上してください。
 - ② 会場設営・撤去（清掃を含む）に係る費用を計上してください。
 - ③ 運営、進行管理、その他の役務に係る費用を計上してください。